

# マルクスの「国家財政」批判

## —「国家導出論争」の成果をふまえて

隅田聡一郎 | 一橋大学

### はじめに

2008年の金融危機以降、各国の政策当局者たちにも「資本主義の長期停滞」が共有されつつあるなかで、国家の財政・金融政策について様々な議論が巻き起こっている。ドイツの社会学者シュトレークは、かつてのフランクフルト学派による後期資本主義論を否定し、新自由主義時代の財政危機を経済分析に立ち入って検討している。シュトレークはハーバースやオッフエのように社会国家による市場介入の政治的正統性を基礎づけるのではなく、むしろマルクスのポリティカル・エコノミー批判の重要性を改めて提起したのである。興味深いことは、シュトレークがゴルトシャイトやシュンペーターに始まる財政社会学の「租税国家論<sup>❶</sup>」とは別の見地から、新自由主義以降の「金融化」現象を前提とした「債務国家」ならびに「財政再建国家」を詳細に論じている点である。財政社会学は「租税国家」を近代国家の本質規定として堅持するため、新自由主義時代の「債務国家」を把握できないが、新自由主義的転換期においては「租税国家ではなく債務国家」そして「正統性危機ではなく財政危機」が分析されなければならないとシュトレークは述べている(Streeck[2013]:Ch. 1)。しかし、彼は国家財政を時代ごとに類型化するだけで、国家行動の可能性と限界を資本の再生産および蓄積過程から把握するという問題構成に言及することがない。マルクスのポリティカル・エコノミー批判の観点からすれば、資本主義社会システムにおいては、どの発展段階であれ資本主義国家の経済的基礎(租税・国債などの財政システム)が常に分析されなければならないのである。

ところで、1970年代西ドイツの国家導出論争(以下、導出論争)では、後期資本主義論のみならず、国家独占資本主義論(以下、国独占論)もまた国家活動の可能性を過大視していると批判された(Wirth[1973])。これらの議

論では、初期資本主義の「国家と社会の分離」が社会秩序に対する国家介入の増大によって克服され、独占資本あるいは国家それ自体がこの秩序の担い手になるとされる。しかし、「政治と経済の分離」を初期資本主義に限定する「伝統的マルクス主義<sup>❷</sup>」や後期資本主義論では、ハーヴェイがつとに主張してきたように、現代の新自由主義において市場メカニズムの拡大と国家介入の増大が同時に進行している事態を把握することができない(Harvey[2005]:19<sup>❸</sup>)。これに対して導出論争の形態分析 Formanalyse<sup>❹</sup>アプローチは、マルクスのポリティカル・エコノミー批判にしたがって、市場にたいする国家介入が増大した資本主義においても「政治と経済の分離および結合」は止揚されず、依然として「資本主義的諸法則<sup>❺</sup>」が貫徹することを強調していた。つまり私たちは、初期資本主義であれ、後期資本主義であれ、あるいは現代の新自由主義であれ、「価値法則」がなおも貫徹する資本主義社会システムにおいて、いかにして「政治と経済の分離および結合」が具体的に作用しているかを把握すべきなのである。

本稿では以上の問題意識から、第一節において、マルクスのポリティカル・エコノミー批判の延長線上で、資本主義国家の経済的基礎である租税・国債を再検討する。そして第二節においては、『経済学批判要綱』(以下、『要綱』)の「一般的生産条件」論をとりあげ、国家活動の経済的条件について考察する。ただしこの試みは、伝統的なマルクス経済学(国独占論)のように、「階級国家論<sup>❻</sup>」の観点から国家の経済的土台を明らかにするものではない。そうではなくて、国家財政の可能性と限界を資本の再生産および蓄積過程との関連において把握することを目指すものである。第三節では、資本の蓄積過程にたいする国家の制度的介入に焦点を当てる。その際に私たちは、「導出論争」の成果をふまえて、商品、貨幣、資本といった経済的形態規定と物質代謝との絡み合いを把握する「形態-素材分析<sup>❼</sup>」を国家分析に応用したい。

## 国家財政の形態分析

マルクス自身が完成させることのなかった国家論は、事実上ほとんど進展しなかったと言ってよい。なぜなら、マルクス以降の「マルクス経済学」が狭義の経済学批判に終始する傾向があったのに対して、マルクス主義政治理論もまたポリティカル・エコノミー批判というマルクスの問題構成を十分に理解することがなかったからである。両者を批判する「導出論争」によれば(Holloway & Picciotto [1978]), マルクスのポリティカル・エコノミー批判は、狭義の経済社会を対象とするのではなく、国家を含む資本主義社会システムを総体として分析するものであった。知られるように、マルクスは『資本論』第一巻の商品章において、古典派経済学が価値という形態のうちに隠された内容(労働)を発見したにもかかわらず、なぜこの内容が価値という形態を帯びるのかを問うことできなかったと述べている(MEGA II/6, 110f.)。このポリティカル・エコノミー批判の「形態分析」は、マルクスの国家論を再構築するうえで決定的に重要である。なぜなら、マルクス以前の古典派経済学が価値の形態分析を見逃したのと同様に、マルクス以降のマルクス主義理論もまた法形態や国家形態といった「政治的形態」規定の分析を根本的に放棄してきたからである(Korsch[1966])。

じつ、マルクス主義政治理論家は、法 Recht や国家の形態ではなく、その内容である強制・物理的暴力・支配の分析に終始する傾向があった。それに対して旧ソ連の法学者パシュカーニスは、「形態分析」の観点からいち早く後期エンゲルスの階級国家論を批判し、強制・物理的暴力という階級支配の内容がなぜいかにして「ブルジョワ社会 Bürgerliche Gesellschaft を総括する」公的権力という形態をとるのかを問題にした。国家財政の分析もまた、「ブルジョワ社会の国家形態での総括 Zusammenfassung」という「資本主義の政治的形態」をふまえたうえで遂行される必要があるだろう。

かつて日本のマルクス主義財政学もまた、「ブルジョワ社会の国家形態での総括」規定に着目したが、その際に強調されていたように、マルクス自身は国家財政(租税・国債)について体系的な理論を展開したわけではない。とはいえ、初期マルクスは『新ライン新聞』記事、『共産党宣言』、そして『フランスにおける階級闘争』などにおいて、当時のイングランドやフランスの国家財政について度々言及し、階級支配あるいは階級闘争の観

点から財政政策を批判的に検討している。ただし本節においては、あくまでも「導出論争」で強調された形態分析の観点から、マルクスの国家財政批判を再検討していきたい<sup>8)</sup>。実のところ、この視座は初期の『ドイツ・イデオロギー』においてすでにその萌芽がある。

この近代的私的所有に対応するのが近代国家であって、この国家は租税をつうじて私的に私的所有者たちに買いとられ、国債制度をつうじてすっかり彼らの掌中に落ち、そしてその存在は取引所での国債証券の騰落というかたちで、私的所有者であるブルジョワが国家に与える商業信用のいかにすべてにかかることになった。(MEGA I/5, 116)

マルクスによれば、近代国家は近代的私的所有の発展に対応してブルジョワ社会から分離・自立化し、私的所有者の諸利害を補完する組織形態をとる。「アンシャン・レジーム」というヨーロッパに特殊な歴史的構造から生成した近代国家は、租税や国債をつうじて近代的私的所有者たちに買収され、資本主義国家へと転化するのである<sup>9)</sup>。ただし、ここでの租税あるいは国債は、歴史社会学において想定されるような、徴税権力に裏打ちされた国家機能のことではない。マルクスにとって重要なのは、「公債、租税などが、それ自体どの程度までブルジョワの諸関係から発生するのか」、いかにして「ブルジョワ社会とその生産に従属」するのかという点である(MEGA II/1.1, 4f.)。すなわち、ポリティカル・エコノミー批判は、歴史貫通的な国家の徴税能力そのものではなく、国家租税が資本主義社会システムにおいて帯びる独自の形態、端的には貨幣租税を分析対象とする。マルクスが『資本論』第一巻第三章で述べているように、資本主義的生産様式への移行期、例えば「アンシャン・レジーム」下のフランスにおいて、小経営者の没落や農民の窮乏化の原因は主として現物租税から貨幣租税への形態転化にあった。「他方、アジアでは同時に国家租税の主要素である地代の現物形態が、自然関係と同じ不変性をもって再生産される生産関係にもとづいており、この支払形態はまた反作用的に古い生産形態を維持したのである」(MEGA II/6, 161)。前資本主義社会における租税は主として現物地代から成り立っているが、商品生産関係が全面化した資本主義社会において、租税は貨幣という経済的形態規定を受けとる。したがって、租税(国債を含む財政システムも同様に)は単なる国家機能ではなく、あくまでも商品・貨幣・資

本といった経済的形態規定との関連において、すなわちポリティカル・エコノミー批判の延長線上において把握されなければならないのだ。

ただし私たちは、租税や国債が資本主義的生産関係の経済的基礎ではないことに注意しなければならない。なぜなら、それらは資本主義的生産の基礎的要素である経済的形態規定そのものではなく、あくまでも「経済的に表現された国家の定在」(MEW 4, 348)すなわち「政府機関の経済的基礎」(MEGA I/25, 23)にすぎないからだ。ここに、伝統的マルクス経済学に見られる狭義の経済分析では国家財政を分析できない理由がある。つまり、租税や国債は経済的形態規定との関連のみならず、「ブルジョワ社会の国家形態での総括」という「資本主義の政治的形態」の観点からも把握されなければならない。じじつ、『要綱』以降、マルクスはポリティカル・エコノミー批判プランの「ブルジョワ社会の国家形態での総括」項において「租税。国債。国家信用。」を位置づけていた(MEGA II/1.1, 43)。まずは租税について検討していこう。さしあたりポリティカル・エコノミーの文脈における租税は、利子・地代といった収入源泉と同様に、資本-賃労働関係のもとでの剰余価値生産とは区別された、分配諸関係に関わるカテゴリーにすぎない。

さまざまな形態の収入、すなわち(賃銀は別として)利潤、利子、地代、等々(租税も)は、剰余価値が分かれていってさまざまな階級のあいだに分配される、その異なった構成部分にすぎない。ここではそれらは、さしあたって、ただ剰余価値という一般の形態においてのみ、考察されるべきである。のちには剰余価値の諸々の分割に手をつけるとしても、これらの分割が剰余価値の量にも質にもなんの変更ももたらさないことはもちろんである。(MEGA II/3.1, 140)

『資本論』第一巻でも強調されているように、「[資本家がこれまで支払わなければならないなかった]租税の廃止は、産業資本家が直接に労働者から汲み出す剰余価値量を絶対に少しも変えるものではない」(MEGA II/6, 487)。租税は、あくまでも剰余価値のうち、資本家が利潤として自分のふところに入れる割合、あるいは利子・地代・租税として第三者(地主や国家など)と分け合う割合を変化させるにすぎないのだ。したがって、租税システムの変更は、それ自体としては剰余価値生産、すなわち資本-賃労働関係の土台を脅かすことはない。マルクス

が初期から一貫して、「課税の形態をどんなに変えても、労働と資本の関係にいくぶんでも重要な変化をもたらすことはできない」(MEGA I/20, 234)という立場を堅持し、具体的な財政政策論を展開しなかった所以である<sup>❖10)</sup>。

しかし、租税は単に資本主義的分配関係を表現したカテゴリーではなく、資本主義国家の経済的基礎つまり国家の収入形態でもあった<sup>❖11)</sup>。とはいえ、財政社会学や歴史社会学の国家観とは異なり、資本主義国家は単に徴税能力にもとづいて私的所有者(主として賃労働者・資本家・地主の三大階級<sup>❖12)</sup>)から収奪するわけではない。なぜなら、この租税収入の源泉は、資本主義社会システムにおいては本質的に剰余価値の一部にほかならず、資本の再生産および蓄積過程に制約されているからである。じじつ、導出論者であるコゴイも述べているように、「ただ資本が急速に蓄積する場合にのみ、国家が自らの支出と負債への利子とを支払いうるような税収が可能なのである」(Cogoy[1973]:174)。

次に国債について見ておこう。マルクスは、『資本論』第一巻「本源的蓄積」章において、国債システムを補完するものとして租税システムを位置づけ、近代的国家財政を次のように要約している。

国債は国庫収入を後ろだてとするものであって、この国庫収入によって年々の利子などの支払がまかなわれなければならないのだから、近代的租税システムは国債システムの必然的な補足物になったのである。国債によって、政府は直接に納税者にそれを感じさせることなしに臨時費を支出することができるのであるが、しかしその結果はやはり増税が必要になる。他方、次々に契約される負債の累積によってひき起こされる増税は、政府が新たな臨時支出をするときにはいつでも新たな借入れをなさざるをえないようにする。それゆえ、最も必要な生活手段にたいする課税(したがってその騰貴)を回転軸とする近代的財政は、それ自体のうちに自動的累進の萌芽をはらんでいるのである。過重課税は偶発事件ではなく、むしろ原則なのである。(MEGA II/7, 673)

国家の財政・国庫システムにおいて、国債や国家信用の基礎となるのは、剰余価値の分配に直接関係する租税システムにほかならない。そして、租税を基礎とする国債システムは、とりわけ本源的蓄積過程において、「租税額のうちからある金額を先取りする権利をもつ、



国家の債権者という一階級の増大」(MEGA II/4.2, 530)をもたらし、富の資本化と民衆の収奪において極めて大きな役割を果たすのである。「国債＝証券詐欺をつうじての、また同様に、あらたに登場した仲介業者、代理商、仲買人などをつうじての巨大な資力の突然の形成は、少数者の手元への貨幣集中を促した」(MEGA II/3.6, 2299)。ここで、国家財政の形態規定性を把握する限りにおいて、『資本論』第三部で展開された利子生み資本と国債の関連性を簡単に確認しておきたい。

国家が租税収入から債権者に利子を払うことによって、国債は資本還元された「架空資本」として債券市場で売買されるようになる。もっとも、債券市場で国債を購入した際に支払われた貨幣は、売り手の手元に入るだけで現実の資本として機能することはない。また、最初に国債を購入した者が支払った貨幣も、国家によって支出されて消失するため資本とはならないのである。それゆえ、国債そのものは、あくまでも「将来の労働の果実」(MEGA II/1.2, 607)を前提とした「将来の租税にたいする指図証」にほかならない<sup>◆13)</sup>(大谷[2010]:371)。それにもかかわらず、この架空資本としての国債は債券市場で商品として売買され、「株式会社や各種有価証券の取引や株式売買を、一口に言えば、証券投機と近代的銀行支配とを、興隆させたのである」(MEGA II/7, 672)。しかし、形態分析を重視するマルクス経済学者のマティックも指摘したように、「国債とその利子とは、ただ私的部門で形成される現在ならびに将来の所得に対する請求権としてののみ、その信用を保持することができる」(Mattick[1969]:151)。つまり、このように架空資本として機能する国債の増大は、その必然的補完物として、剰余価値の一部から補填される租税収入の増大を引き起こさざるをえない。この意味で、近代的国家財政においては過重課税こそが原理原則となるとマルクスは述べたのである。ただし、シュトレークも着目したように、国債の場合は、国家による剰余価値の収奪が「将来の」所得(租税)に対する請求権にもとづいているという意味で、租税以上に「弾力性<sup>◆14)</sup>」をもっていることに注意しよう。さらに、本稿では詳述できないが、国債をはじめとする公的債務の増大は、徴税権力や財政-行政力といった国家機能ではなく、その時々<sup>◆15)</sup>の階級政治状況を前提とした資本の再生産および蓄積過程から説明されなければならないだろう<sup>◆15)</sup>。

ここまで私たちは、租税および国債を、単なる国家機能の一部ではなく、あくまでも商品・貨幣・資本といった経済的形態規定との関連において分析してきた。他

方で、租税および国債はポリティカル・エコノミー批判の延長線上において、つまり経済的形態規定との関連のみならずブルジョワ社会を総括する国家形態の観点から分析されなければならない。じつ資本主義国家は、社会の経済的構造から分離しそれを外的に総括する形態をとるため、資本の蓄積および再生産過程が円滑に進行する限りにおいて独自に財政政策を展開しうる。ところが、資本の蓄積過程に介入するための財政源は、国家活動それ自体によって産出されるわけではなく、租税および国債を媒介として、資本によって生産された剰余価値の一部から収奪されるほかない。なぜなら、資本主義国家は社会的および直接的生産過程から撤退しているために剰余価値を直接には領有できないからである。それにもかかわらず、資本主義国家の活動可能性(経済的介入力)がいわゆる「国家独占資本主義」段階等々においてますます増大するように現象するのはなぜだろうか。このことをさらに理解するためには、資本主義国家の経済的基礎をふまえたうえで、国家介入の経済的条件そのものを分析する必要がある。

## 第二節

### 無産国家と「一般的生産条件」論

ここまで、マルクスのポリティカル・エコノミー批判の延長線上で租税・国債カテゴリーを検討してきた。本節では、導出論争で主題となった国家機能の一つ、「一般的生産条件の供給」を考察していきたい。インフラ整備や公的セクター、国有経済といった国家の経済的介入は、先進国のケインズ主義的福祉国家のみならず、第三世界の開発独裁体制などにおいても幅広く見られる現象である。導出論争においては貨幣や資本といった経済的形態規定から法システムや階級権力、社会政策などの国家機能が導出されたが、なかでも「一般的生産条件」を供給する機能は、国家財政すなわち資本主義国家の経済的基礎を分析するうえで最も重要である。ところで、日本のマルクス主義財政学や一部の国独資論は、『要綱』の「資本の循環」章(のちの『資本論』第二部「資本の回転」篇に相当)に依拠して「社会的共同事務」や「社会資本」といったカテゴリーを展開するなど、「国家経済の一般理論」を独自に発展させてきた<sup>◆16)</sup>。しかし、伝統的マルクス主義の階級国家論に依拠していたために、導出論争で強調された形態分析アプローチは見いだされない。後に詳しく見るが、『要

綱』で展開された「国家形態」論は、歴史貫通的な政治的国家の「社会的共同事務」を単に把握したのではなく、独自の政治的形態規定を帯びた資本主義国家が、政治的共同体に固有の一般的事業を限定的にしか運営できない点を強調したものである。このように形態分析の観点から資本主義社会システムにおける国家財政の限界を見定めるためには、『要綱』における以下の二つの国家機能をそのコンテクストにおいて精確に理解することが重要であろう。

第一に、資本主義以前の共同体あるいは専制国家に特徴的な「一般的事業」論である。これに関連して、『資本論』第三部においても「専制国家において、政府の行う監督および全面的介入の労働 Arbeit は、二つのもの、すなわち、共同社会の本性に由来する一般的事業の遂行、ならびに政府と人民大衆の対立に起因する独特な諸機能を含んでいる」(MEGA II/4.2, 455)という記述が存在する。つまり、政治的共同体の「一般的事業」は、『フランスの内乱』においても明示されているように、「国 Land の一般的かつ共同的欲求によって必要とされる機能」(MEGA I/22, 106)として定義される。なるほど、こうした政治的共同体に固有の「公的労働<sup>❖17)</sup>」(一般的事業の遂行と秩序維持)は、あらゆる社会システムにおいて存在する歴史貫通的な機能である。しかし、資本主義社会システムにおいて、政治的共同体の「一般的事業」は「ブルジョワ社会の総括」という独自の形態を受けとるほかない。それは以下のような理由からである。資本主義社会システムにおいては、前資本主義社会において政治的形態を直接表現していた、あらゆる人格的関わりあい(共同体)が解体しているため、暴力的な支配・従属関係が社会の経済的構造から分離している。そのため、「政治的形態」の端緒規定である「支配・隷属関係」(MEGA II/4.2, 732)は、支配階級によって私的に組織されることはなく、集権化した公的権力として間接的に現象する。こうして政治的共同体の公的労働は、資本主義社会システムのもとでは経済的構造を補完する限りでの国家機能として再編成されるのだ。端的には、導出論者たちが強調したように、ナショナルな領域内部の成員(商品生産者および商品所持者)の「私的所有」を外的に補完し、競争する個別資本が全く配慮しない労働力再生産を(労働者階級の圧力のもとで)保障する機能である(Altwater [1972])<sup>❖18)</sup>。さらに重要なことは、逆にいえば社会の経済的構造を補完する形態をとる限りにおいて、資本主義国家は絶大な介入力を有するという点である。この意味で、どのような発展段階におい

ても、あるいはどのような政治体制をとろうとも、資本主義国家は私的所有の補完者として市場の論理を内面化しており、その公的労働は常に経済的形態規定に制約されている。

第二の「一般的生産条件」論は、第一の「一般的事業」がポリティカル・エコノミーの文脈においてより具体的に展開されたものである。マルクスは『要綱』において、「交換価値にもとづく生産と分業とが登場した」あとすぐでは国家がまだ完全には資本に従属しておらず、本源的には政治的共同体にとっての共同的事业であるインフラ建設が、いまだ「個々人の私的事業」(MEGA II/1.2, 428)すなわち資本の特殊的条件になっていないことに着目している。つまり、政治的共同体としての国家が、自らの暴力的強制にもとづく租税や地代によって公共事業を営んでいる場合である。

国家が資本に対して伝統的にまだ優越した地位を占めているところでは、国家がなお[資本家の]全体に対してその資本ではなくその収入の一部をこのような一般的有用的な仕事 Arbeit に[つぎこむように]強制するだけの特権をもち、意志をもっている。これらの仕事は、同時に、生産の一般的条件として現れるのであり、だからまた、だれかある資本家にとっての特殊の条件としては現れない。そして資本は、それが株式会社の形態をとらないかぎり、常にただ自己の価値増殖の特殊の諸条件だけを追求し、共同的条件は、国の必要であるとして国全体に押しつけるのである。(ibid., 431)

ここで形態分析の観点から興味深いのは、支配階級との関連においてではなく、資本という経済的形態規定との関連で国家の政治的形態が把握されている点である。前資本主義社会において政治的共同体は、社会の共同的利害にもとづいて「一般的事業」を遂行するのみならず、インフラなどの「一般的生産諸条件」をみずから供給していた。つまり、政治的共同体は人格的支配・従属関係にもとづく地代や租税をつうじて、道路などの公共インフラを自ら整備していたのである。

道路が建設されるのは、それが共同体にとって必要不可欠な使用価値であるから、共同体がそれをぜひとも必要としているからにほかならない。もちろんこれは、賦役の形態であれ租税という間接的な形態であれ、個々人が自己の生存のために

必要な直接的労働を超えて行わなければならない  
剰余労働ではある。(ibid., 426)

ところが、共同体が商品生産関係の発展によって漸次的に分解し社会的生産力が発展すると、「人格的関わりあい」としての政治的共同体が本源的に所有していた一般的生産諸条件が、資本によっても担われるようになる。その結果、政治的共同体は本源的に所有していた一般的生産条件を喪失し、資本の経済的形態規定に制約された近代国家へと転化する。こうして成立した「資本の国家」(Agnoli[1995])はもはや剰余労働を動員してインフラ設備などの使用価値を自力で供給することができず、その機能が経済的形態規定に限界づけられることになる。

道路、運河等々のような生産の一般的条件のすべてが、[...]共同社会それ自体を代表する政府によってではなく、資本によって引き受けられるためには、資本にもとづく生産のきわめて高度の発展を前提するのである。公共事業が、国家から切り離されて資本そのものによって行われる仕事 Arbeit の領域に移行することの程度は、実質的な共同社会が資本の形態で構成され終えた程度を示している。(MEGA II/1.2, 430)

前近代の政治的共同体は、アジアの専制国家に見られるように「国全体の収入の支出者であって、大集団を動員する権力をもっている」(MEGA II/3.1, 233)ため、社会の一般的な共同的条件を独自の権力で整備することができた。しかし、資本主義的生産の発展に伴い、一般的生産条件が株式会社の形態をとった資本によって担われるにつれて、政治的共同体(国家)は、社会の共同的条件から切り離され、社会的労働を動員(配分)する独自の権力を失い、資本のもとに包摂された近代国家となるのである。近代国家は、人格的依存関係にもとづく土地所有者そのもの(アジア的専制国家)や私的所有者の連合体(ローマ的ポリス)とは異なり、一般的生産条件を本源的に所有していないため、直接的生産者の剰余労働を独自の政治的権力でもって領有することができない<sup>❖19)</sup>。要するに、資本主義的生産様式において、近代国家は一般的生産条件から分離した無産(無所有)国家 Expropriierter Staat へと転化しているのであって、かつての政治的共同体のように独力で一般的生産諸条件を整備し、社会的総労働を配分するこ

とができないのである<sup>❖20)</sup>。

ところで、この無産国家という概念は、伝統的マルクス主義においては看過されてきたが、オーストリア・マルクス主義者で財政社会学の創設者でもあるゴルトシャイトが定式化していたものである。彼は階級国家論を否定することで、かえって無産国家という政治的形態規定を正しく把握するにいたった。つまり、導出論争の形態分析アプローチと同様に、「断片的であれ、国家と資本の依存構造を認識していたのである」(Hickel[1976])。ゴルトシャイトによれば、独自の政治的形態を帯びた近代国家は、資本家階級の道具としてではなく、まずもって生産手段や使用価値生産との関連において規定されなければならない。

マルクスとエンゲルスが、本来の社会的な欠陥が国家の生産手段からの分離、すべての実物経済的な富からの公共団体の締め出しにあるという洞察にまで達することなく、個人主義的な偏見にもとづいて、労働者の生産手段からの分離をもって諸悪の根源だと特徴付けたとすれば、彼らによる私的経済についてのすべての冷酷な社会学的批判は、資本主義的権力国家の支配の座に関して何を根本的に変えることができたのだろうか。生産手段の社会化は、国家と社会の関係についての明確な理解を欠いた空虚なその場しのぎの決まり文句である。ブルジョワジーは国家を収奪[脱所有化]してみずからの手にこれを収めた。労働者は、国家をその再所有化をつうじて獲得することを目指さなければならない。労働者階級は無産国家を、たしかに一時的には政治的に征服することができるが、持続して経済的に持ちこたえることはできない。革命的な決戦は、それゆえ財政理論と財政政策によって決着がつけられるのであり、いずれにせよ、資本主義の中心的な教義は財政学にその根拠をもっている。(Goldscheid[1976]:280)

伝統的マルクス主義とは異なり、ゴルトシャイトが近代国家の一般的生産条件からの本源的分離に着目し、労働者階級による政治的権力奪取を否定的に捉えている点は注目に値する。しかし、理論的には国家の収入と支出の相互連関を基軸とする財政学に立脚し、実践的には財政政策による国家の再所有化を第一義的な課題とするため、ゴルトシャイトは社会国家幻想に陥ってしまうのである。形態分析アプローチを徹底する私たち



の立場からすれば、国家財政の収入および支出は資本の蓄積過程に制約されているのであって、財政政策による国家の「再所有化」、すなわち「債務国家から債権国家への転換」(ibid., 70)にはそもそも限界があると言わざるをえない。

確かに資本主義国家は、社会の経済的構造から分離し外見上は経済的形態規定から独立した政治的形態をとりうるため、いわゆる「国家独占資本主義」段階において、ケインズ主義的福祉国家による市場や再生産過程にたいする介入が、開発援助や所得再分配などの財政政策を中心として機能していた。しかし、無産国家である資本主義国家の行動は、それ自体として経済的構造を独自に形成することはできず、貨幣や資本といった経済的形態規定に限界づけられている。それゆえ、国家財政もまた「資本主義の政治的形態」を帯びるのであって、総労働を配分する権力をもつ近代以前の有産国家とは異なり、近代国家は独自に収入と支出をファイナンスできるわけではない<sup>21)</sup>。なぜなら、前節で見たように、国家の経済的基礎である租税はもちろん、架空資本として機能する国債もまた、資本の生産過程で産出される剰余価値、すなわち資本主義的生産様式の経済的基礎にその限界をもつからである。それゆえ、後期資本主義論や財政社会学が主張するように国家の財政政策によって諸収入の分配をコントロールできたとしても、こうした国家行動それ自体はその根底にある資本の再生産および蓄積過程に制約されざるをえないのだ。次節では、この点を強調したヒルシュら導出論者の議論を手がかりにして、資本の蓄積過程を媒介する国家の制度的介入の可能性と限界について明らかにしていきたい。

### 第三節

## 資本の蓄積過程と国家の制度的介入

ヒルシュが総括したように、導出論争の形態分析アプローチは「経済的形態規定」に対応した「政治的形態」としての法形態および国家形態を導出したが、しばしば抽象的な機能主義に陥った。そこでヒルシュ自身は、資本主義的な商品生産関係に対応する法形態から国家形態を導出する際に、資本の蓄積および再生産過程を具体的に考察することで、この問題点を克服しようとしたのである。「商品生産社会の概念から導出されたブルジョワ国家の一般的規定を越えて、その**具体的機**

能諸規定は、それゆえに、資本主義的蓄積過程の歴史的に変化する諸条件から、この過程を通じて引き起こされる生産諸力の発展と、その過程とともに変化する社会編成化の諸形態から、導出されるべきなのだ」(Hirsch[1973]:203f.)。前節で見たように、暴力的支配関係が社会的分業および直接的生産過程から分離しているため、資本主義国家は社会の経済的構造を外的に総括する構造的強制力となっている。ヒルシュによれば、こうした「資本主義の政治的形態」規定のために、生産および再生産の社会的過程は直接的に国家活動の対象となることができない。つまり、資本主義国家は、**本質的に資本主義的生産および再生産過程の結果のみ**に反応するという制約を受けるほかないのである(Hirsch[1974]:24)。

こうしてヒルシュは、国家活動の可能性と限界を分析する際に、資本の価値増殖過程ではなく、資本の蓄積および再生産過程における矛盾をその出発点とする。とりわけ、ヒルシュが着目するのが、『資本論』第三部において展開された「利潤率の傾向的低下」法則にほかならない。ここで国家の形態分析の限りにおいて、資本蓄積の運動を規定する「利潤率」について概観しておきたい。資本主義的生産様式の発展にともなって生産力が必然的に拡大すると、資本の有機的構成が高度化し「一般的利潤率」は傾向的に低下していくことになる。そして、この「生産力の発展によって引き起こされる利潤率の低下には利潤量の増大が伴うという法則」(MEGA II/4.2, 316)は、産業循環の諸局面をつうじて「恐慌の可能性」を現実化する諸契機を生みだす(久留間[1995b]:3ff.)。ヒルシュが強調するように、資本主義国家は、こうした諸契機をはらむ**資本の蓄積過程にただ**外的に反応せざるをえないが、その際、ただ機能主義的に社会の経済的構造を補完するわけではない。ヒルシュにとって問題となるのは、「利潤率の傾向的低下」法則が貫徹し、危機(恐慌)をはらみながら進行する資本の蓄積過程において、**国家の介入活動が具体的に**どのような機能を果たすのかという点である。

[...]論理的には価値法則から導出されうる利潤率の傾向的低下にたいする「**反対諸傾向**」は、具体的には、複雑な社会的諸関係の変化の形態で実現されるのであり、その貫徹にあたっては、個別資本の行動と生起する階級対決を仲裁する国家装置にますます大きな意義が帰されるのである。(Hirsch[1973]:224)

ヒルシュは、利潤率の低下にたいする「反対諸傾向」として、労働時間の延長、賃労働者の実質的な生計水準の変動、資本の回転速度の上昇、信用システムや対外貿易の拡大、生産テクノロジーの発展などを列挙している(Hirsch[1998])。なかでも国家の形態分析においては「国家によって媒介される資本減価」、そして軍需部門などにおける「資本浪費的な国家干渉」が重要である。つまり、これらの国家介入を含む「利潤率を上昇させる対抗的契機」は、「利潤率の低下」という資本主義的生産にとっての制限をある程度突破しうるのである(久留間[1995a]:No. 8)。もっともヒルシュは、レギュレーション理論を摂取することで、「反対諸傾向」がその時々蓄積体制を媒介する調整様式(社会的諸制度・諸規範)に決定的に依存していることを強調する。こうして、マルクスの「利潤率の傾向的低下」法則は、マルクス経済学の経済決定論アプローチとは反対に、階級闘争や社会的力関係といった政治的領域を考慮することでしか説明できないとヒルシュは結論づける。

しかし、ここで私たちが確認しておくべきことは、マルクスのポリティカル・エコノミー批判にとって、国家の介入活動という「利潤率を上昇させる対抗的契機」があくまでも「利潤率の傾向的低下」法則に含まれるという点である。それゆえ、ここでの国家活動は、恐慌を現実化する諸契機をはらむ資本の蓄積過程に反応するように定められているという意味で、それ自体が一つの「経済的権力」となっているといえよう<sup>※22)</sup>。じじつ、国家の介入力が外観上どれほど増大したとしても、資本蓄積の経済的条件を無視した国家活動では利潤率の低下という資本の制限を突破できない。しかし、ヒルシュは「利潤率の傾向的低下」法則における政治的契機を強調することで、結局のところ、こうした国家介入の限界という問題構成を棚上げしてしまうのである。むしろ、国家介入が具体的な機能を果たす資本の蓄積過程においても、経済的形態規定と政治的形態規定の分離および結合が分析されなければならないだろう(Holloway & Picciotto[1978])。

さらに、前節で導出した無産国家という政治的形態規定をふまえたうえで、資本の蓄積過程にたいする国家の制度的介入について検討していきたい。まずは、『要綱』の「一般的生産条件」論に依拠した国独資論を批判的に検討し、形態分析アプローチの独自性を改めて浮き彫りにしておこう。日本の国独資論は、東西ドイツの国独資論とは対照的に、『資本論』体系における「ブルジョワ社会の国家形態での総括」規定を重視し、

マルクス主義財政学や独自の資本主義国家論を発展させてきた<sup>※23)</sup>。しかし、同じく『資本論』体系を重視する導出論争の形態分析アプローチとは対照的に、階級歴史貫通的に存在する「社会的共同事務」が資本主義国家の端緒規定とされた点に特徴がある(宮本[1981]:76)。すなわち①社会的秩序の維持と安定化のための直接的諸条件の掌握②財貨の社会的流通を保証する制度の確立③労働力の再生産のための一般的諸条件の整備④社会的生産のための一般的諸条件の整備、である。そして、このように定義された「社会的共同事務」が、資本主義社会システムにおいては近代国家による「統治」および「総括」という形態で以下のように執行されると主張する。すなわち、①物的強制機構を用いて資本家階級の共通の利害を実現し、政治的支配を行う。官僚や常備軍、警察、裁判所などにおける「不生産的」諸階級。租税・国債・公信用②商品流通、通貨・信用のための国家的諸制度③賃労働者の労働力再生産のための一般的諸条件の整備④資本の社会的生産のための一般的諸条件の整備、これらである(島津[1980])。

形態分析の観点からすると、国独資論に依拠したマルクス主義財政学の問題点は次のように要約される。第一に、階級歴史貫通的に存在するとされる国家の「一般的事業」は、むしろ資本主義社会システムに独自の政治的形態を考察する限りにおいて問題になるのであって、方法論的な出発点となるわけではない。そして第二に、「ブルジョワ社会の国家形態での総括」規定は、支配階級の共通利害との関連においてではなく、貨幣や資本といった経済的形態規定に制約された無産国家という観点から展開されなければならない<sup>※24)</sup>。すでに見たように、『要綱』の「国家形態」論は、資本主義以前の共同体および専制国家との対照において、国家機関がどのようにして資本のもとへ包摂され、資本主義国家に独自の政治的形態を帯びるのかを歴史的に考察したものであった。なるほど、日本のマルクス主義財政学は「ブルジョワ社会の国家形態での総括」論に着目したものの、結局のところ政治的共同体一般と資本に包摂された近代国家との質的差異を把握することができないのである。前節で見たように、マルクスのポリティカル・エコノミー批判は、資本主義国家が「無産国家」という独自の政治的形態をとるため、それ以前の国家機能や財政力を限定的にしか担うことができない点を強調するものだった。ところが国独資論は、階級国家論にもとづいて国家を「理念的な総資本家」として規定する



ため、基本的には「資本の再生産の一般的諸条件」を国家が調達・整備しようという機能主義に陥ってしまうのだ。ここには、資本主義国家が一方で資本の機能を内面化しながらも他方で資本の機能を十全に果たせるわけではないという形態分析アプローチの問題構成は見いだされない。

この点に関連して、導出論者のレップレは日本のマルクス主義財政学と同様に『要綱』の「国家形態」論にもとづいて、国家の経済活動の対象を一般的生産条件(公共インフラの整備など)、一般的外的条件(生産および流通過程において一般的な法関係や私的所有権を指し貫徹すること)、一般的再生産条件(労働力の再生産など)という三つに区分している(Läpple[1973]:95)。ただし、レップレの議論は、日本の国独資論とは異なる問題意識に由来するものであった。それは「資本の一般的生産条件」を歴史貫通的な「公共の利益」と混同する社会国家幻想や、ケインズ経済学に代表される国家介入主義論を批判することにほかならない。彼によれば、国独資論や後期資本主義論では、「とくに資本の循環運動に対する国家干渉の可能性と限界、つまり資本蓄積に対する国家干渉によって恐慌と停滞傾向が克服できるのか」という問題が提起されることがない(ibid., 57)。それに対してレップレは、ヒルシュと同様に国家介入がいかにして資本の制限を突破しようのかという観点から、以下の二つの介入様式を質的に区別している。すなわち、資本の価値増殖を促進する「比較的短期な」措置(ケインズ主義のいわゆる「財政政策」と、一般的生産条件を供給するために生産過程に介入する「比較的長期な」活動「開発主義<sup>25)</sup>」政策)である。とりわけ後者の一般的生産条件に対する介入は、資本主義的生産が大規模かつ社会的に発展するにつれてますます必要となる。が、個別資本が一般的生産条件に資本を投下する場合、その時々価値増殖条件のもとでは利潤率が低下する事態が頻発する。そのため資本が一般的生産条件を担うことができるのは、たいてい補助金や融資などの国家助成(間接的介入)や国有化(直接的介入)を経由する場合である。しかし導出論争においても、前者の財政政策に比べて、こうした開発主義政策がほとんど分析されてこなかったとレップレは指摘している。

このなおざりは、資本の再生産過程に対する国家介入の必然性と限界を、労働過程および価値増殖過程としての資本主義的生産過程の矛盾で

はなく、もっぱら価値増殖過程のみの矛盾からのみ導出しようとする一面的分析に対応している。その結果として資本の再生産過程の素材的側面は極めてなおざりにされてしまう。生産の社会化が増大するにもなつてまさに素材的側面がますます重要になり、その必然的帰結だが、資本は剰余価値生産という自らの狭隘な目的に合わせて生産の使用価値側面に対して無関心に関わるために再生産過程が攪乱され国家介入を必要とせざるをえないにもかかわらず、そうになってしまうのだ。(ibid., 60)

こうして、資本の再生産過程に対する国家介入の可能性と限界は、単なる(もっとも階級闘争によって媒介された)資本の論理からではなく、社会的再生産の素材的条件が資本蓄積によって攪乱されるほかないという矛盾から導出される。その後ほとんど継承されなかったものの、資本の再生産過程の「素材的側面」を強調したレップレの議論は極めて重要であろう。なぜなら、この「形態-素材分析」によって、私たちは国家介入がどのようにして経済的形態規定と素材的条件との矛盾を媒介するのかを把握しようからだ。これを受けてザウアーもまた、資本主義的再生産過程を「生産の素材性(使用価値)とその社会的形態規定(価値)によって規定された」(Sauer[1978]:14)ものと理解し、この両者の矛盾から資本主義国家の形態と内容(機能)を概念化している。「資本主義的総過程の矛盾する構造および運動から出発して、国家はその一般的機能においては「素材-価値矛盾」の解消形態として[...]叙述される」(ibid., 8)。つまり、資本主義国家は、無産国家という政治的形態を帯びているとはいえ、政治的共同体に固有の一般的事業すなわち共同体成員にとって有用な仕事(使用価値生産)を、あくまで限定的ではあれ社会的再生産の観点から担わざるをえない。

なるほど国家は交換価値生産の外部に存在し、価値を生み出さず、その活動は使用価値志向だが、価値生産から切り離されて行動することはない。その使用価値志向は常に媒介的に価値に関連づけられている。というのも、国家行為はつねに使用価値と価値の矛盾する関係を解消することに導かれるからだ。ただこのことをつうじてのみ、国家は使用価値を準備するのであり、社会的再生産の素材的前提を保障することに関連づけられている。(ibid., 21)

『要綱』の「一般的生産条件」論で見たように、資本主義以前の政治的共同体は、社会の一般的な共同的利害にもとづいて公共インフラ整備などの使用価値を自ら生産していた。しかし、無産国家としての資本主義国家は、政治的共同体として経済的形態規定と素材的条件との矛盾を外的に総括しようとするとはいえ、経済的形態規定に制約されているため、究極的には社会の共同的利害にもとづく一般的事業を十全に営むことができない。なぜなら、ザウアーが強調しているように、資本主義国家の介入は、経済的形態規定と素材的条件との矛盾を解消することはなく、「永続的に克服すべき価値生産の制限それ自体に衝突する」からである(ibid., 22)。したがって、こうした無産国家による介入の諸契機は、経済的形態規定と素材的条件との矛盾を解消するものとしてではなく、むしろ国家の具体的な諸制度・諸装置との関連において把握されなければならないだろう。つまり、国家の「形態-素材分析」にとって問題なのは、「資本主義の政治的形態」規定と国家装置を概念上区別したうえで、「いかにして資本主義的生産の矛盾する構造[...]が、国家装置それ自体において自らの表現を見いだすか」という点である(ibid., 171)。

察対象とする国家の諸制度(装置)とは区別された、国家の形態規定性を把握することであった(Gerstenberger [2007])。この視角こそが「導出論争」の最も大きな成果であると言ってよい。私たちは、国家装置(制度)を、あくまでも資本主義社会システムにおいて独自の政治的形態を帯びたものとして理解し、国家の諸制度(装置)がいかにして資本主義社会システムの矛盾を媒介するのかを把握すべきであろう。この点に関してヒルシュは、政治的形態規定それ自体と、その機能にすぎない国家活動を区別した上で次のように述べている。

[...]政治的なものの形態規定にもとづいて、すなわち国家と社会、政治と経済との分離にもとづいて、国家による活動の基本的な手段は物理的な暴力行使であり、それに依拠する物質的資源の投入である。国家は——個々のケースでの例外を無視するなら——資本家としての機能を果たすわけではないから、国家の物質的手段は本質的には、生産された価値の一部を強制的な仕方ですげることから、つまり通例は租税から得られる。(Hirsch[2005]:49)

このように、国家の活動すなわち制度的介入は政治的形態を受け取るほかに、軍隊や警察が行使する物理的な強制暴力は法形態に、他方で財政当局による物的資源の動員・投入は貨幣形態(租税)に服している。本稿では国家の諸制度(装置)についてさらに具体的に展開することはできないが、国家財政を分析するうえで、経済的形態規定と素材的条件とのあいだを媒介する諸制度は、無産国家という「政治的形態」規定から厳密に区別されなければならない。確かに、資本の再生産過程に対する無産国家の介入は具体的な諸制度(装置)を媒介として絶大な効力を発揮するだろう。しかし、国家の制度的介入は、あくまでも経済的形態規定と素材的条件との矛盾を媒介するだけであって、資本の再生産過程を十全に制御することはできないのである。

## おわりに

もっとも、国家装置という概念は、資本主義国家の政治的形態規定が「制度<sup>❖26)</sup>」において具体化したものとして厳密に定義されなければならない。近代政治学(マルクス主義政治理論を含む)は、政党・政府・議会・財政当局・裁判所・軍隊・警察といった政治システムの具体的な諸装置をもっぱら考察対象とするが、それらは資本主義国家の政治的形態規定とは明確に区別される。じじつ、形態分析の課題は、政治システム論が考

## 注

- ❖1) シュンペーター以降の財政社会学によるマルクス主義(財政学)批判については井手[2008]を参照。
- ❖2) 「それは、資本主義を労働の視点から分析し、資本主義社会を階級関係から、つまり生産手段の私的所有と市場経済によって構造化された階級関係という観点から本質的に特徴づけるような理論的アプローチのすべてを包括的に指している。」(Postone [1993]:7)
- ❖3) ただし、経済エリートによる「階級権力の再構築」として新自由主

義を理解するハーヴェイの国家観は、伝統的マルクス主義を越えていない。そもそも、ゲルステンベルガーが指摘しているように、彼の「領土の論理」概念は資本主義国家論の不在を示している(Gerstenberger [2011])。

- ❖4) 「導出論争」を生産的に発展させたホロウエイ=ピチョットはマルクスの「形態分析」の内容を次のように要約している。「それゆえマルクスは、[商品、貨幣、資本といった]経済的形態の批判において、単に相次いで形態を分析しただけではない。マルクスは、

価値という基本形態と、価値の源泉でありながら価値によって表現される社会関係から出発して、社会関係から[法や国家といった]その他の形態を「導出」したのである。(Holloway & Picciotto [1978]) なお、「世界市場」における「政治的形態」については隅田[2017]を参照。

- ❖5) 「資本主義的諸法則の自然諸法則から生じる社会的敵対性の発展程度の高低が、それ自体として問題になるのではない。問題なのは、これらの諸法則そのもの、鉄の必然性をもって作用し自己を貫徹するこれらの諸傾向である。」(MEGA II/6, 66)
- ❖6) 「導出論争」の形態分析は、しばしば階級支配や階級的力関係が捨象されていると批判されてきた。とはいえ、「階級国家論」のように政治的形態規定の端緒を階級支配に求めてしまうならば、あらゆる階級社会における政治的共同体とは決定的に異なる、資本主義国家の固有性を把握することができない(Heinrich [2004], 206f.)。
- ❖7) そもそもマルクスのポリティカル・エコノミー批判は、経済的形態規定の独自性のみならず、経済的形態規定がいかにして人間と自然との物質代謝(素材変換)を攪乱するかという点を分析したものである(佐々木[2018]:第7章)。
- ❖8) 先駆的な試みとしては、Krätke[1984]を参照。現代のドイツでも、「マルクスの新しい読み方」潮流の若き研究者たちがマルクスの租税・国債論を再検討している(Stützel[2014], Graßmann [2018])。
- ❖9) ゲルステンベルガーは、近代国家の歴史的起源について、イングランドとフランスの比較歴史学的考察から次のように述べている。「近代国家(および資本主義)は、封建的構造からではなく、まさしく特殊歴史的な諸条件から生じたのであって、私はそれをアンシャン・レジームという用語で総括する。」(Gerstenberger [2006]:23)
- ❖10) ただし、後期になるにつれてマルクスは、アソシエーション社会への過渡期における社会改良を重視し、むしろ課税形態の差異を強調するようになる。ここに引用した第一インターでの「中央評議会代議員への指示」では、続けて次のように述べられている。「にもかかわらず、二つの課税システムのうち一つを選ぶべきだとすれば、われわれは間接税を全廃して、全般的に直接税とおきかえることを提案する。」(MEGA I/20, 234)
- ❖11) 北米においてネオ・マルクス主義を牽引したオコンナーは、財政社会学とマルクス経済学を総合することで「蓄積と正統化」の観点からケインズ主義的福祉国家の財政危機を分析した(O'Connor [1973])。しかし、クレトケによれば、オコンナーは国家による課税を「経済的搾取形態」として分析するものの、資本主義社会における租税の源泉を明確に規定せず、租税の限界を資本主義的生産ではなく主として国家の「政治的本性」に見いだしてしまう(Krätke[1984]:19)。
- ❖12) 階級カテゴリーのメルクマールは、「伝統的マルクス主義」が主張する「生産手段の所有」の有無ではないことに注意されたい。資本主義社会システムに独自の階級的敵対関係は、所有関係からではなく、むしろ所有関係の基礎をなす資本主義的生産関係から説明されなければならない(Reuten & Williams[1989]:183)。
- ❖13) マルクスがシモンディ「新経済学原理」から肯定的に引用している以下の記述も参照されたい。「公債は、歳入のうちから債務の支払いにあてられる部分を表わしている想像的な資本以外のな

にもでもない。それと同額の資本がすでに消費されているのであって、この資本は公債の名付け親の役を果たすが、しかしそれは公債が表わしているものではない。なぜならば、資本はもはや存在しないからである。しかし、新たな富が産業と労働から必ず生まれてくる。毎年この富の一部分は、かの消費された富を貸した人々の受け取るものとして予定される。この部分は、富を生み出す人々の手から租税として取り上げられて、国家の債権者に与えられる。そして、その国での通常の、資本と利子とのあいだの比率に従って一つの想像的な資本が想定されるのであって、この資本は、債権者たちが受け取るべき年々の賃料を生み出すことのできる資本と同じ大きさの想像的な資本なのである」(MEGA II/4.2, 530)。こうした視点は極めてプリミティブなものであり、現代的には不換制下のインフレーション(仮想的購買力の創出)や中央銀行の問題を考慮する必要があるが、日本財政の国債増発や欧米の金融緩和政策を考察する上で重要である。さしあたり小西[2018]を参照のこと。

- ❖14) 『資本論』における「弾力性」概念については明石[2016]を参照。
- ❖15) 国債システムの「信用」については、ポリティカル・エコノミー批判の延長線上において、階級闘争や階級的力関係といった階級政治状況を考慮する必要がある。じつは、資本主義国家の破綻(デフォルト)リスクは、日本がその典型だが、単に公的債務の対GDP比率に対応しているわけではない(Reinhart & Rogoff [2011])。
- ❖16) 小谷[1973]:第1章、宮本[1981]:第2章を参照。
- ❖17) クレトケは、資本主義社会システムにおける(非商品生産的な)国家活動を、価値を生み出す私的労働との対照において、使用価値を生み出す「公的労働」として定義している(Krätke [1984]:47)。しかし、資本主義国家による公的労働は、あらゆる政治的共同体の公的労働と同様に単に使用価値を生産するだけではなく、経済的形態規定を外的に補完する国家機能に特殊化している点が重要である。
- ❖18) プーランザスが指摘したように、この社会政策的機能は階級闘争および階級的力関係に媒介されたものとして把握すべきだろう(Poulantzas[1978]:205)。ただし、「階級闘争」や「階級的力関係」は資本主義社会を分析する際の出発点ではない。なぜなら、商品という経済的形態規定こそがポリティカル・エコノミー批判の出発点なのであって、階級闘争はあくまでもその延長線上で考察されなければならないからである。本稿では詳述できないが、階級闘争や階級支配といった政治的契機はあくまでも形態分析と結合する必要があるだろう。
- ❖19) したがって、『要綱』「資本主義的生産に先行する諸形態」において展開された「本源的所有」論は、「生産者としての国家」(Krätke [1984]:26f.)についても妥当しう。すなわち、労働者の「無所有」のみならず国家の「無所有」が資本主義的生産様式の歴史的的前提なのである。
- ❖20) 基本的には、商品生産の私的労働とは異なり、国家諸機関での公的労働(公務員など)は、その抽象的人間労働が対象化して価値となることはない。ただし、『ヴァーグナー評注』では、例外として「鉱山、森林などの開発の場合のように、国家自身が資本主義的生産者である場合には、国家の生産物は「商品」であり、したがって他のどの商品ももつ特別な性格をもっている」(MEW 19, 370)と述べられている。近年、ブレマー『自由主義の終焉』(Bremmer[2010])を契機として、中国やロシアといった



「市場移行国」における「国家資本主義」をめぐる論争がまきおこっているが、マルクス自身の「国家資本主義」論は、『資本論』第二部草稿で記述された唯一の規定（「政府が生産的賃労働を鉱山や鉄道などに充用し、すなわち産業資本家として機能する限りでの国家資本」(MEGA II/11, 636)）に立脚して展開される必要があろう。なお、国独資論による「国家資本」論研究については小谷[1974]、佐中[1985]を参照。

- ❖21) 現代のマルクス経済学者のなかにも、独自に総労働を配分できない無産国家の形態規定性を全く無視することで、国家財政の可能性を過大視する社会国家幻想に陥っている論者が存在する。例えば、松尾[2017]を参照。
- ❖22) この点については Hardt & Negri[1994]:40/189, Agnoli[1995]:19を参照。
- ❖23) 本稿では、日本の国独資論争をすべてフォローすることはできないが、さしあたりマルクス主義財政学との関係については池上[1977]、現代資本主義分析におけるその有効性については北

原ほか[1997]を参照されたい。

- ❖24) 国独資論とは反対に、大藪は正しく「資本主義社会の共同事務」を近代国家の発生根拠とするが、資本主義社会の共同利益が階級的利害(資本家階級の性格)を付与される点を強調するため、結局のところ「無産国家」という政治的形態規定を把握できない(大藪[1983]:第1章第2節)。
- ❖25) 村上は、「開発主義」を古典的な経済的自由主義と並ぶ「産業化のありうべき一形態」として次のように定義している。「開発主義とは、私有財産制と市場経済(すなわち資本主義)を基本枠組とするが、産業化の達成(すなわち一人当たり生産の持続的成長)を目標とし、それに役立つが、市場に対して長期的視点から政府が介入することも容認するような経済システムである。」(村上[1992]:5-6)
- ❖26) 佐々木[2018]補論1は、『資本論』の論理展開にしたがって、経済的形態規定と素材的条件(人格を含む)との矛盾が「制度」によって媒介される点を強調している。

## 凡例および参考文献

マルクス、エンゲルスからの引用は、Marx/Engels GesamtausgabeについてはMEGA, Marx/Engels WerkeについてはMEWと略記し、巻数と頁数を付記した。なお、引用中の〔 〕は筆者による補足、下線による強調は原文のものであり、傍点による強調は筆者によるものである。

- Agnoli, J.[1995], *Der Staat des Kapitals und weitere Schriften zur Kritik der Politik*, ça-ira-Verlag, Freiburg.
- Altwater, E.[1972], Zu einigen Problemen des Staatsinterventionismus, in: PROKLA 3.
- Bremmer, I.[2010], *The End of the Free Market*, Portfolio, New York (有賀裕子訳『自由主義の終焉』日本経済新聞出版社, 2011年)。
- Cogoy, M.[1973], Werttheorie und Staatsausgaben, in: *Probleme einer materialistische Staatstheorie*, Suhrkamp, Frankfurt a. M. (田口富久治ほか訳『資本と国家』御茶の水書房, 1983年所収)。
- Gerstenberger, H.[2006], *Die subjektlose Gewalt*, Westfälisches Dampfboot, Münster.  
——[2007], Fixierung und Entgrenzung, in: PROKLA 147, Vol. 37, No. 2 (隅田聡一郎訳『固定化と脱境界化』『現代思想』第45第11号, 2017年)。  
——[2011], The Historical Constitution of the Political Forms of Capitalism, in: *Antipode*, Vol. 43, No. 1.
- Goldscheid, R.[1976], Staat, öffentlicher Haushalt und Gesellschaft, in: *Die Finanzkrise des Steuerstaates*, Suhrkamp, Frankfurt a. M.
- Graßmann, T.[2018], Karl Marx' Kritik des Steuerstaats, in: *Fiskus - Verfassung - Freiheit*, Nomos, Baden-Baden.
- Hardt, M. & Negri, A.[1994], *Labor of Dionysus*, University of Minnesota Press, Minneapolis/London (長原豊ほか訳『ディオニソスの労働』人文書院, 2008年)。
- Harvey, D.[2005], *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press (森田成也ほか訳『新自由主義』作品社, 2007年)。
- Heinrich, M.[2004], *Kritik der politischen Ökonomie: Eine Einführung*, Schmetterling-Verlag, Stuttgart (明石英人ほか訳『資本論』の新しい読み方』堀之内出版, 2014年)。
- Hickel, R.[1976], Einteitung: Krisenprobleme des -verschuldeten

Steuerstaats', in: *Die Finanzkrise des Steuerstaates*, Suhrkamp, Frankfurt a. M.

- Hirsch, J.[1973], Elemente einer materialistische Staatstheorie, in: *Probleme einer materialistische Staatstheorie*, Suhrkamp, Frankfurt a. M. (田口富久治ほか訳『資本と国家』御茶の水書房, 1983年)。  
——[1974], Zum Problem einer Ableitung der Form- und Funktionsbestimmung des bürgerlichen Staates, in: *Karl Marx & Friedrich Engels, Staatstheorie*, Ullstein, Frankfurt a. M. /Berlin/Wien.  
——[1998], *Vom-Sicherheitsstaat zum nationalen Wettbewerbsstaat*, ID-Verlag, Berlin.  
——[2005], *Materialistische Staatstheorie*, VSA, Hamburg (表弘一郎ほか訳『国家・グローバル化・帝国主義』ミネルヴァ書房, 2007年)。
- Holloway, J. & Picciotto, S.[1978], Introduction, in: *State and Capital: A Marxist Debate*, Edward Arnold, London (隅田聡一郎訳『国家と資本』序文』『マルクス研究会年誌 創刊号』マルクス研究会, 2017年)。
- Korsch, K.[1966], An Stelle einer Eileitung, in: Paschukanis, E., *Allgemeine Rechtslehre und Marxismus: Versuch einer Kritik der juristischen Grundbegriffe*(1924), Neue Kritik, Frankfurt a. M.
- Krätke, M.[1984], *Kritik der Staatsfinanzen*, VSA, Hamburg.
- Läßle, D.[1973], *Staat und allgemeine Produktionsbedingungen*, VSA, Westberlin.  
——[1976], Zum Legitimationsproblem politischer Herrschaft in der kapitalistischen Gesellschaft, in: *Bürgerlicher Staat und politische Legitimation*, Suhrkamp, Frankfurt a. M.
- Mattick, P.[1969], *Marx and Keynes*, Porter Sargent, Boston (佐藤武男訳『マルクスとケインズ』学文社, 1982年)。
- O'Connor, J.[1973], *The Fiscal Crisis of the State*, St. Martin's Press, New York (池上惇・横尾邦夫監訳『現代国家の財政危機』御茶の水書房, 1981年)。
- Postone, M.[1993], *Time, Labor, and Social Domination*, Cambridge University Press, Cambridge (白井聡・野尻英一訳『時間・労働・支配』筑摩書房, 2012年)。
- Poulantzas, N.[1978], *L'État, le pouvoir, le socialisme*, PUF, Paris (田中正人・柳内隆訳『国家・権力・社会主義』ユニテ, 1984年)。

- Reinhart, C. & Rogoff, K. [2011], *This Time is Different*, Princeton University Press, Princeton (村井章子訳『国家は破綻する』日経BP社, 2011年).
- Reuten, G. & Williams, M. [1989], *Value-Form and the State*, Routledge, London.
- Sauer, D. [1978], *Staat und Staatsapparat*, Campus, Frankfurt a. M.
- Streeck, W. [2013], *Gekaufte Zeit, Subrkamp*, Frankfurt a. M. (鈴木直訳『時間かせぎの資本主義』みすず書房, 2016年).
- Stütze, I. [2014], *Austerität als politisches Projekt*, Westfälisches Dampfboot, Münster.
- Wirth, M. [1973], Zur Kritik der Theorie der staatsmonopolistischen Kapitalismus, in: *PROKLA* 8-9.
- 明石英人 [2016] 「資本の弾力性とエコロジー危機」『マルクスとエコロジー』堀之内出版
- 池上惇 [1977] 『国家独占資本主義論争』青木書店
- 井手英策 [2008] 「財政社会学とは何か?」『エコノミア』第59巻第2号
- 大谷禎之介 [2010] 『図解 社会経済学』桜井書店
- 大藪龍介 [1983] 『近代国家の起源と構造』論創社
- 北原勇・伊藤誠・山田鋭夫 [1997] 『現代資本主義をどう視るか』青木書店
- 書店
- 久留間鮫造編 [1995a] 『マルクス経済学レキシコンの葉』大月書店  
—— [1995b] 『マルクス経済学レキシコン 7』大月書店
- 小谷義次編著 [1973] 『国家と財政の理論』青木書店  
—— [1974] 『国家資本の理論』大月書店
- 小西一雄 [2018] 「異次元金融緩和政策の後遺症と中央銀行信用の限界」『行財政研究』第100巻
- 佐々木隆治 [2018] 『マルクスの物象化論』社会評論社
- 佐中忠司 [1985] 『国家資本論』法律文化社
- 島津秀典 [1980] 『資本論』体系と国家範疇』『経済理論学会年報 第17集 現代資本主義と国家』青木書店
- 隅田聡一郎 [2017] 「資本主義世界システムの政治的形態」『現代思想』第45号
- 松尾匡 [2017] 「物象の背後に人間を把握する」『科学的社会主義』第231号
- 宮本憲一 [1981] 『現代資本主義と国家』岩波書店
- 村上泰亮 [1992] 『反古典の政治経済学 下』中央公論社

(2018年12月15日受理 2019年12月7日採択)